

第7期横須賀市障害福祉計画(第3期横須賀市障害児福祉計画を含む)
医療的ケア児者に関する目標等 進行管理表

資料 2

(5)障害児支援の提供体制の整備等 計画書P35～37

成果目標

国の基本指針	成果目標	実施状況
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を1カ所以上確保	令和8年度末までに5カ所	令和7年度末で3カ所
医療的ケア児等の支援のための関係機関の協議の場の設定	医療的ケア児等支援協議会の開催を継続	医療的ケア児等支援協議会を年2回開催
医ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	配置を継続	医療的ケア児等コーディネーターを2名配置

活動指標

内容		令和6年度	令和7年度	令和8年度
市内の医ケア児を受け入れてる児童発達支援事業所数	目標	3カ所	4カ所	5カ所
	実績	3カ所	3カ所	
市内の医ケア児を受け入れてる放課後等デイサービス事業所数	目標	7カ所	8カ所	9カ所
	実績	7カ所	7カ所	

市内の医療的ケア児を受け入れてる生活介護事業所数	目標	5カ所	6カ所	7カ所
	実績	20カ所	23カ所	
医療的ケア児等コーディネーターの配置人数	目標	2人	3人	3人
	実績	2人	2人	

目標設定に向けた取組み

内容	実績・今後の計画
医療的ケア児の支援にあたっては、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の理念に沿って対応する。	支援施策の検討や実際の支援においては、法の理念を踏まえ対応しています。
重症心身障害児や医療的ケア児の人数やニーズについて、医療機関等の関係機関と情報連携をしながら把握する。	・人数の把握にあっては、庁内の関係課それぞれで把握している情報や課題の共有を図るため、連携会議を設置に向けた調整を行っています。 - また、今後県の医療的ケア児登録フォームを広く周知し、さらに情報把握を進めます。 ・ニーズの把握にあっては、次期障害福祉計画の策定に向け、保護者にヒアリングを行います。
重症心身障害児や医療的ケア児に対する支援を行う支援者の養成や看護師等の確保のための取り組みを検討する。	・市立保育園等での看護師確保のため、市で採用する医療的ケアを行う看護師の時給を近隣市と同等レベルに引き上げを行いました。 ・事業所の支援員の喀痰吸引研修の受講を促進するため、令和8年度から研修費用の助成制度を創設しました。

児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所等に対して、喀痰吸引研修の受講を促進するための助成制度を検討する。	(再掲)事業所の支援員の喀痰吸引研修の受講を促進するため、令和8年度から研修費用の助成制度を創設しました。
医療的ケア児等に関する課題について、引き続き「医療的ケア児等支援協議会」の場にて協議するとともに、保健・医療、福祉、教育・保育、行政等の関係機関が、課題解決のために協働して取り組んでいく。	引き続き医療的ケア児等支援協議会を開催しながら、多分野の関係機関で課題の解決に向けて取り組んでいきます。
重症心身障害児や医療的ケア児に対する移動支援施策の充実を検討する。	医療的ケア児者の移動の課題も含め、障害福祉課で作成した移動支援事業の見直しのたたき台を元に、障害とくらしの支援協議会にワーキンググループを設置し、内容について協議を行いました。 この場での検討結果を踏まえ、令和8年度から人工呼吸器や吸引などの医療的ケアが必要な人の移動支援を行った際の事業所に対する新たな加算を創設しました。
医療的ケア児に対する在宅レスパイトケア事業等の実施を検討する。	令和6年度から「医療的ケア児在宅レスパイト事業」を開始しました。
国の補助制度を活用するなどし、医療的ケア児を受け入れることができる短期入所事業所の新たな設置への支援を検討する。	新規設立を検討している事業者に対し、後方支援を行います。

(2)日中活動系サービスの見込量 P45

(3)居住系サービスの見込量 P48

(5)障害児通所支援等の見込量 P55

令和7年3月実績

内容			令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護の利用実績のうち医療的ケアの必要な人	目標	人	76	77	78
		人日	1201	1243	1286
	実績	人	61	70	
		人日	975	970	
福祉型短期入所のうち医療的ケアの必要な人	目標	人	8	8	8
		人日	20	20	20
	実績	人	9	9	
		人日	29	32	
共同生活援助(グループホーム)のうち医療的ケアの必要な人	目標	人	8	9	10
	実績	人	8	9	
放課後等デイサービスのうち重症心身障害児または医療的ケアの必要な児童	目標	人	68	73	78
		人日	562	604	645
	実績	人	30	29	
		人日	292	296	

※1「医療的ケアの必要な人」とは、医療的ケアのスコア表のいずれかの医療行為を必要とする状態である人のこと

※2「医療的ケアの必要な児童」とは、本人からの申請により、医療的ケア児として障害児通所支援の支給決定を受けている人のこと